

IFRS News

9

Quarter 2 2011

vol.

IFRSニュースへようこそ— Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームが四半期毎に、国際財務報告基準(IFRS)の動向や話題のテーマに対する見方、Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームの意見や見解をお届けします。

2011年2回目となる本号では初めに、近日公表が予定されている(本ニュースレターが配信される頃にはすでに公表されている可能性がある)いくつかの新しい基準に注目します。さらに、国際会計基準審議会(IASB)の金融資産の減損に係る見解を含め、IASBのその他の最新動向について考察します。

続いて、Grant ThorntonにおけるIFRS関連ニュースに目を向けるとともに、IASBに影響を及ぼすさまざまな活動を総括します。最後に、IASBがコメントを募集している提案およびまだ強制適用されていない最新基準の適用開始日について紹介します。



連結に関する新しい基準

IASBは、連結に関するさまざまな側面を取り扱っている以下の5つの基準を近々公表する予定です。

- IFRS第10号「連結財務諸表」
- IFRS第11号「共同アレンジメント」
- IFRS第12号「他の企業に対する持分の開示」
- IAS第27号(改訂)「個別財務諸表」
- IAS第28号(改訂)「関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資」

これらの基準のうち最も重要なものはIFRS第10号、第11号および第12号です。IAS第27号とIAS第28号の改訂は、大半が付属的に生じたものといえます。

IFRS第10号およびIFRS第12号

IFRS第10号およびIFRS第12号の公表は、金融危機への対応策の一環としての意味合いもあります。金融危機の最中、連結に関する現行の規定のもとで企業の貸借対照表上で適切な計上がなされていたかどうか疑問を呈する専門家もいました。特に、証券化およびその他の取決めを行う際に、銀行などの特定の事業体を用いる特別なストラクチャリングから生じるリスクに対するエクスポージャーが、財務諸表において完全には示されていない場合があるといった懸念が持たれていました。

IFRS第10号およびIFRS第12号の公表は金融危機への対応策の一環でもある

新基準では、原則主義による新たな支配の定義に基づいて、こうした懸念に対処することを目指しています。この定義は連結対象を決定するにあたり、あらゆるタイプの被投資企業(特別目的事業体および従来型の議決権持分企業など)に適用されます。IASBは単一のモデルを確立することで、実質的に支配している企業の連結を避けるために作適的な仕組みを用いることがより困難になると期待しています。

また、IFRS第10号では、新しい、もしくは改訂されたガイダンスによって以下に示す分野をより明確化することも目指しています。

- 有力な少数株主による支配(事実上の支配)
- オプションおよび転換社債などの潜在的議決権の取扱い
- 代理関係における支配の判定

IFRS第12号では、投資者またはスポンサーによる重大な関与のある連結および非連結の企業が、より拡充した開示を行うよう明記しています。こうした開示は、報告企業が特別な仕組みの設定にどの程度関与しているのか、およびその結果企業が晒されるリスクを投資者が評価する上で有用となります。

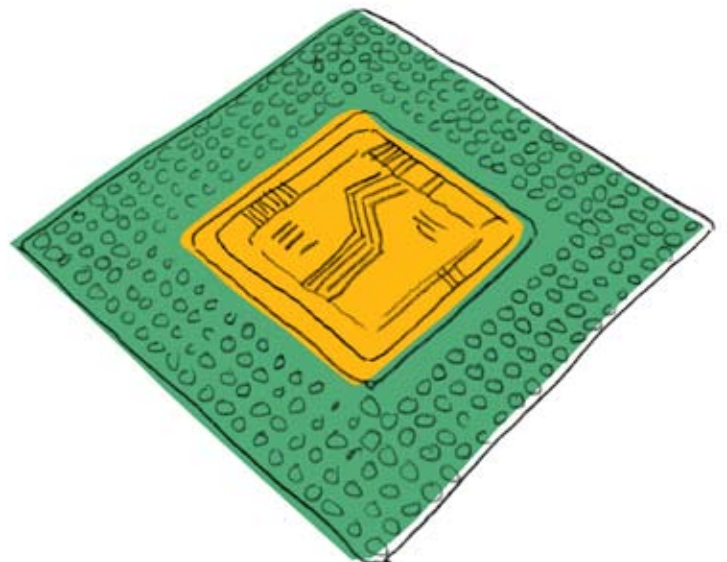
グラント・ソントン・インターナショナルの見解

これまで、連結はIAS第27号「連結および個別財務諸表」およびSIC第12号「連結—特別目的事業体」において取り扱われてきました。IAS 第27号は議決権などの力 (power) による支配に主に焦点を当てており、一方、SIC第12号は被投資会社への投資のリスクと経済価値に対するエクスポージャーに焦点を当てているため、これらの会計規定において対立が存在しています。IASBは、こうした2つのモデルを使用することで適用上の不整合が生じ、作為的な仕組みを生む誘因になると考えています。

IASBは、原則主義による支配の定義に基づいた単一のモデルを用いることで、拡充した開示と併せて、作為的な仕組みを生む誘因が減少し、整合性および透明性が向上すると期待しています。過半数を超える議決権に基づいた従来の支配力基準に対する影響はほとんどありません。しかし、「境界線」上にある連結の判定については見直しを行う必要があり、一部では変更の必要性も生じることが予想され、その影響はかなり大きくなると考えられます。我々はIFRS第10号の明確化を支持するものの、さまざまなケースにおいて明快な結果を導出できるかについては疑問を感じます。境界線における判定に関しては、経営者の判断が依然として重要な役割を果たすと思われます。

IFRS第11号

IFRS第11号「共同アレンジメント」(IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」の置き換え)では、共同アレンジメントの会計処理および共同アレンジメントに関して報告される情報の質を向上させることを目指しています。このことは、共同アレンジメントにおける契約上の権利と義務を認識するよう企業に対して求める原則主義によるアプローチを確立することによって実施されます。



IFRS第11号ではジョイント・ベンチャーに対する比例連結を廃止

共同支配企業 (jointly controlled entities) としてIAS第31号で説明されている多くの取決めは現在、ジョイント・ベンチャーと呼ばれています。IASBは持分法の方が報告企業が支配している資産の特徴をよりよく表していると考えているため、ジョイント・ベンチャーに対して比例連結を使用する会計処理の選択肢を廃止します。米国財務会計基準審議会 (FASB) とこの件のプロジェクトには着手していないものの、この比例連結廃止の決定によって、ジョイント・アレンジメントの会計処理におけるIFRSと米国会計基準 (US GAAP) との大きな差異が解消されます。

また、IFRS第11号では、IAS第31号における「共同支配の営業活動」 (jointly controlled operations) および「共同支配の資産」 (jointly controlled assets) といった現行の用語も削除されます。そうした取決めの多くは、新たに定義された「共同営業活動」 (joint operations) のカテゴリーに分類されます。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

IFRS第11号は、共同支配の営業活動または共同支配の資産に係る取決めに対してほとんど影響を及ぼさないと思われます。しかし、ジョイント・ベンチャーに対する共同支配投資企業の持分の比例連結を廃止することで、持分法ではなく比例連結による会計処理方法を選択してきた多くの企業が多大な影響を受けると予想されます。

純資産が比例連結の廃止によって影響を受けることはないものの、この会計手法を廃止することによって財務諸表作成のプロセスに影響をもち、貸借対照表とパフォーマンス・レシオに変動が生じると考えられます。

IFRSニュース特別号

連結に係る新基準の重要性を認識し、我々はこの件に関してIFRSニュース特別号を公表する予定です。特別号では、新基準の内容、新基準によって生じる変化およびそうした変化が財務諸表作成者に与える実際の影響について検討します。

IFRS第13号「公正価値測定」が近日公表予定

新基準ではIFRSとUS GAAPにおける公正価値測定に係る規定に対して共通のアプローチを達成

IASBは、公正価値測定に関する基準を近日公表する予定です。本IFRSニュースをご覧いただいている頃には、新基準が公表されている可能性があります。新しい基準では、どの項目が「公正価値評価の対象とされる」必要があるのかについては影響を与えませんが、企業がどのようにして公正価値を測定し、公正価値に関する情報を開示すべきかについては明記されています。

現在、公正価値測定に関するガイダンスは、さまざまなIFRSで言及されています。そうした基準の中には、限定的なガイダンスが盛り込まれているものもあれば、かなり広範囲にわたるガイダンスが盛り込まれているものもあり、それらは必ずしも整合しているわけではありません。

IFRS第13号「公正価値測定」はこの問題を改善すべく開発されており、以下の内容を有しています。

- すべての公正価値測定に関して単一のガイダンスを設定
- 公正価値の定義を明確化し、関連するガイダンスを提供
- 公正価値測定に関する開示を拡充

公正価値測定のフレームワークでは、公正価値を出口価格と定義する基本方針に基づくこととなり、既存のIFRSにおける公正価値の定義に含まれる交換価格(取引価格)の概念については維持されています。

また、本基準では公正価値は資産または負債の主要な市場、もしくは主要な市場が存在しない場合には最も有利な市場で行われる取引に基づくものと明確に示されることが期待されています。主要な市場とは、企業が、資産または負債の取引を通常行う市場であると考えられます。

公正価値測定のフレームワークでは、公正価値を出口価格と定義する基本方針に基づくこととなる

IFRS第13号では、負債に関して、同一の負債を移転する際に活発な市場における公表価格が存在しない場合には、負債の公正価値測定に関する問題事項に対処するために追加のガイダンスを提供します。

新しい基準において提案されている開示では、公正価値を測定する際に用いられる評価技法およびインプットを含め、公正価値測定の透明性が向上します。

さらに、本基準の公表により、IFRSとUS GAAPとのコンバージェンスが進むと予想されます。IFRS第13号が公表された場合、一部の言い回しと形式がわずかに異なることを除けば、公正価値測定に関して米国基準と同様のものとなることが期待されています。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

我々は、金融資産に関するガイダンスが適切かつ既存の慣行と整合するものであると考えます。一方、当該ガイダンスは非金融資産の公正価値測定に対しても適用され、適用可能な基準における既存のガイダンスに大きな変更を生じさせます。そのため、財務諸表作成者は新基準の規定に十分に配慮する必要があります。



IASBとFASBは貸借対照表上の相殺に係る規定の調整を提案

IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)は、金融資産と金融負債を財政状態計算書(貸借対照表)上で相殺する共通のアプローチを確立するための提案を公表しました。

企業の財政状態計算書において、金融資産と金融負債を単一の純額で表示するか、または2つの総額で表示するかについて、現在の状況では、企業がIFRSもしくはUS GAAPのいずれを用いて報告するかによって異なります。

この会計処理上の相違が、IFRSもしくはUS GAAPに基づいて作成される財政状態計算書で報告される数字に最大の量的差異を生じさせています。

両審議会は、以下の場合に対してのみ、相殺を適用すべきであると提案しています。

- ・ 相殺の権利が常に(債務不履行および破産を含め)強制可能である。
- ・ この権利を行使する能力に対して条件は付されない(つまり、将来における事象に左右されない)。
- ・ 当事者たる企業は、支払うべき額を単一の支払で決済するか、もしくは同時に決済する予定である。

上記の要件がすべて満たされた場合には、相殺処理が要求されることになります。

投資者調査

審議会の提案に対するフィードバックを構成員に求めるIASBとFASBの取り組みの一環として、両審議会は相殺に係るこの提案および投資家が財務諸表を評価する際に利用する情報についての意見を投資家に求めています。本調査については、2011年4月28日までIASBのウェブサイト(www.ifrs.org)でご覧頂けます。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

「相殺」は銀行および金融機関にとって重要な問題です。金融機関にとっては、適切な取引相手の数がそう多くないことから、金融機関同士でお互いを相手として取引を行うのが一般的であるためです。その結果、銀行は一般の事業会社と比べて、同一の取引相手に対して有する資産および負債の金額が大きくなる傾向にあります。

公開草案で提案された変更は、現在IFRSに基づいて報告を行っている企業に対しては、追加の開示が必要なこと以外に重大な変化をもたらすことはなさそうです。しかし、US GAAPに基づいて報告を行っている企業(特に、金融機関)については、現在は許容されている金融資産と金融負債の相殺の多くが禁止される可能性があります。

IASBとFASBは減損会計に関する 共通の解決策を提案

IASB とFASBは、補足文書「金融商品：減損」を公表しました。

現在、IFRSおよびUS GAAPでは、発生損失モデルを用いて信用損失の会計処理を行っており、金融資産の評価減を行うためには損失の証拠（トリガー・イベントと称される）が必要となります。この手法は、金融危機の際に減損の評価減に係る認識が遅れたとして批判されました。

この批判に対して、IASBは2009年11月に公開草案を公表しました。その提案によると、資産の存続年数にわたって引当金を設定することで、予想損失は貸出金（または償却原価で測定されるその他の金融資産）の残存期間にわたって認識されることとなります。これとは別に、FASBは2010年5月に公開草案を公表しました。そのFASBの公開草案には、信用減損の会計処理に関する独自の提案が含まれていました。

「金融商品：減損」は、これらの公開草案に対する補足文書として公表され、主に予想信用損失の認識のタイミングについて取り扱っています。そうすることで、両審議会のこれらの提案を調整する共通の解決策を見いだそうとしています。

予想損失の配分

前述の公開草案では、利息収益を算定する際に使用される利率を調整することによって、企業は当初の予想信用損失を控除した利息収益を、金融資産の残存期間にわたって認識しなければならないと提案されていました。この提案に対して、実行可能性の問題を指摘する回答が寄せられました。

より簡単に同様の結果を得るために、補足文書では利率の算定を予想損失の認識から分離するよう提案しています。これを「分離アプローチ」(decoupled approach)と言います。

「正常債権(good book)」―「不良債権(bad book)」

補足文書では、問題があると見なされる貸出金（「不良債権」）と問題のない貸出金（「正常債権」）を区別しており、多くの金融機関で実際にこうした手法が採用されています。

補足文書では、これら2種類の債権の予想損失を認識するにあたり異なる手法を提案しています。「正常債権」については、予想損失を期間比例アプローチを用いて全期間で認識します。一方、「不良債権」については、予想損失を即時認識します。

期間比例アプローチ

「期間比例アプローチ」を用いる場合、ポートフォリオにおける残存期間の予想損失の一部として引当金を算定します。この場合の予想損失の一部は、ポートフォリオの経過期間に基づいて決定されます。

「正常債権」に対する引当金の下限額

「正常債権」の期間比例金額を認識した結果、実際に発生した損失が引当金額を超える場合も考えられます。こうしたことは、例えば、早い段階で貸倒れが予想される貸出金がポートフォリオに多く含まれている場合に生じます。

この懸念に対処すべく、本補足文書は引当金の下限額(フロアー)を設定することを提案しています。そのため「正常債権」の引当金額は、以下のいずれか大きな額とされます。

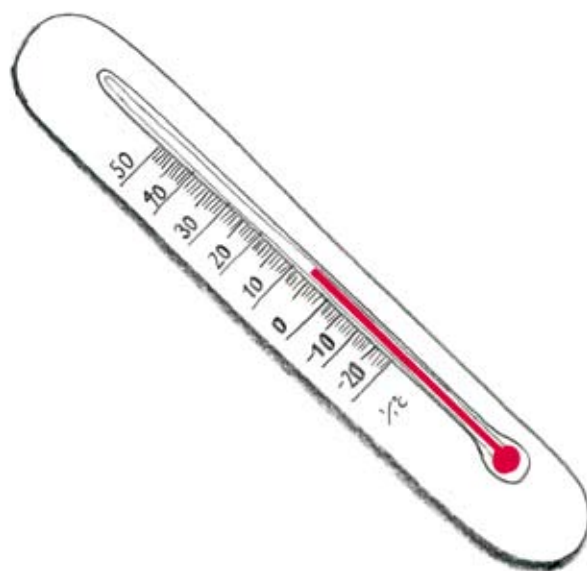
- ・ 期間比例配分された金額
- ・ 予測可能な将来の予想損失額(フロアー)

補足文書では、金融資産のオープン・ポートフォリオに生じる減損が運用上最も複雑な分野であると見なされることから、この分野のみを取り扱っています。個別の金融資産、売掛債権およびクローズド・ポートフォリオに対する本提案の適用については、後日検討が行われます。

8ページから9ページのボックスは、補足文書における主要な提案の概要を示しています。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

我々は減損会計の問題に対するコンバージェンスされた解決策を支持するものの、補足文書で示された手法は統合的な概念および原則を欠いているように思います。とりわけ、貸倒引当金は何を表し、何を測定すべきかについて、両審議会が明確に定義して、意見を一致させる必要があると考えています。例えば、引当金は、発生しうるすべての予想将来損失を表さなければならないのか、または予見可能な将来に発生しうる損失を表すのか、それともまた別の損失について表さなければならないのか等です。



IASBは確定給付制度に関して IAS第19号を修正予定

IASBはまもなく、IAS第19号「従業員給付」の改訂版を公表する予定です。本改訂は、確定給付制度の認識、表示および開示の改善を目的としています。ただし、確定給付制度の測定については取り扱われないと思われます。

改訂によって、確定給付制度における利得または損失を遅延認識することができた「回廊」アプローチが廃止される予定

本改訂により以下の事項が実施されると思われます。

- ・ 確定給付制度債務のすべての見積変動および制度資産のすべての価値変動を即時認識する。これにより、そうした変動による利得または損失の一部を遅延認識することができる「回廊」アプローチを含め、IAS第19号におけるさまざまな現行の手法が廃止されることとなる。
- ・ 確定給付制度から生じるさまざまな種類の利得および損失を識別する新たな表示方法を採用する。

SMEIGはガイダンスのドラフトを公表

中小企業向けIFRS (IFRS for SMEs) の導入に係る問題についてIASBを支援する役割を担うSMEインプリメンテーション・グループ (SMEIG) は、パブリック・コメントを求めるためにIFRS for SMEsに関するガイダンスのドラフトを公表しました。

本ガイダンスのドラフトでは、財務報告公表義務を有さない親会社自身が、完全版のIFRSに基づいて連結財務諸表を表示する必要がある(または選択をする)グループに属している場合に、IFRS for SMEsに基づいて個別財務諸表を表示できるかどうかについて検討しています。

本ガイダンスのドラフトでは、親会社自身が財務報告公表義務を有していない場合、IFRS for SMEsに基づいて個別財務諸表を表示できると結論づけています。

IFRS財団モニタリング・ボードはガバナンス改革案を公表

IFRS財団のモニタリング・ボードは、パブリック・コメントを募集するために「IFRS財団のガバナンス改革についての市中協議文書(Consultative Report on the Review of the IFRS Foundation's Governance)」を公表しました。

この改革案の基本的な論点は2つあります。まず1つ目は、現行のガバナンス構造がIFRS財団の定款で規定された通り、高品質かつグローバルに認められた基準策定という基準設定主体の主要なミッションを効果的に推進しているかどうかということです。2つ目は、基準設定主体が、説明責任を果たしつつも適切に独立性を保っているかどうかです。主に、ガバナンスに関する組織構造(特にモニタリング・ボード、評議員会、IASBの構成およびそれぞれの責任と役割)に焦点を当てています。

インドのパートナーがFinancier Worldwideの円卓会議に出席

グラント・ソントン・インドのIFRSプラクティス・リーダーであるSai Venkateshwaranは、2月にFinancier Worldwideが開催した円卓会議に参加しました。

円卓会議では、現在IFRSを導入し始めている国々が直面する課題とともに過去1年間にわたるIFRSの地域別の動向について検討されました。

Venkateshwaranは、IFRSへ移行するということは、企業によってはその考え方を変えなければならないということでもあると話し、「財務諸表作成者はその会計処理が取引の実態を反映しているかどうか、また原則は正しく適用されているかどうかについて、常時見直しを行う必要がある」と付け加えました。

米国のメンバーファームの建設、不動産および接客業部門はコンバージェンスに係るウェブキャストを提供

米国のメンバーファームであるグラント・ソントンLLPの建設、不動産および接客業部門は、3月にリース会計と収益認識に対する基準変更についてのウェブキャスト配信を行いました。

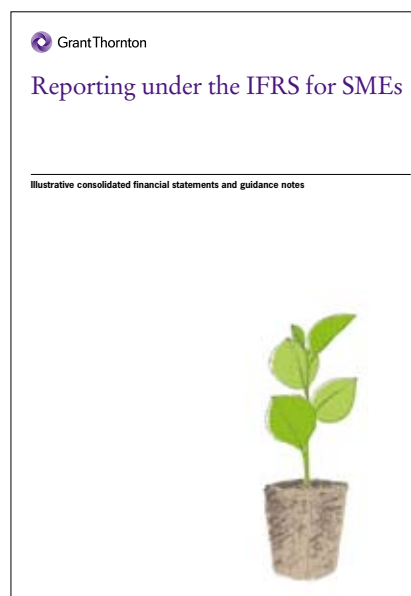
第1回目のウェブキャストでは、ナショナル・オフィス・パートナーであるGary Illianoとパートナー兼南東地域の建設、不動産および接客業部門のリーダーであるKirk Rogersが、「リース会計の変更: オフバランスシート会計の終了に備えるべきか」について論じました。その際、不動産の購入、販売、建設またはリースを行う企業が招待されました。

第2回目のウェブキャストでは、ナショナル・オフィス・パートナーであるLynne TriplettとKirk Rogersが、「収益認識に関する会計処理の変更: 状況、時期および方法の把握」について話しました。

GTI IFRSチームは「IFRS for SMEsに基づく報告」を公表

GTI IFRSチームは、「IFRS for SMEsに基づく報告 (Reporting under the IFRS for SMEs)」と題して新たに刊行物を公表しました。

本刊行物では、IFRS for SMEsに基づいて作成された財務諸表の実例的な例を示し、さらに各所でその表示の基となっている規定を詳細に説明し、また利用できる代替的な開示と表示のアプローチについて追加しています。



任命

フランス

公開会社の監査に重点的に取り組むDépartement des Marchés Financiersの副議長に、グラント・ソントン・フランスのGilles Hengoatが任命されたことに対してお祝いを申し上げます。Gillesは、2年後には自動的に議長となる予定です。

ニュージーランド

ニュージーランドのメンバーファーム、クライストチャーチ・オフィスのパートナーであるSimon Careyは、ニュージーランドで創設された外部報告委員会(XRB: External Reporting Board)に任命されました。XRBは、財務報告全般およびニュージーランドにおける会計・監査の基準設定に対処します。

南アフリカ

グラント・ソントン・南アフリカのリスクマネジメントおよびプロフェッショナル・スタンダード担当リーダーであるFrank Timminsは、監査人のための独立規制委員会(Independent Regulatory Board for Auditors)の委員に任命されました。

ニュージーランドのメンバーファーム がヘッジ会計に係る プレゼンテーションを実施

2011年2月1日、グラント・ソントン・ニュージーランドのオークランドオフィスは、IASBの公開草案「ヘッジ会計」に関する説明会をクライアントに対して行いました。このIASBのプロジェクトの指揮を執るテクニカル・プリンシパルであるMartin Friedhoffが基調講演を行いました。

Martinは講演の中で、ニュージーランド訪問における主な目的は、審議会に変更を提案できるよう公開草案をどのように改善しうるのかについて、フィードバックを求めることであると説明しました。Martinは、ニュージーランドではかなり多くの経済的ヘッジが行われているものの、多くの企業が財務諸表にヘッジ会計を適用していないと述べました。このことは、IAS第39号における細則主義に基づく手法に従わなければならないことに由来しています。

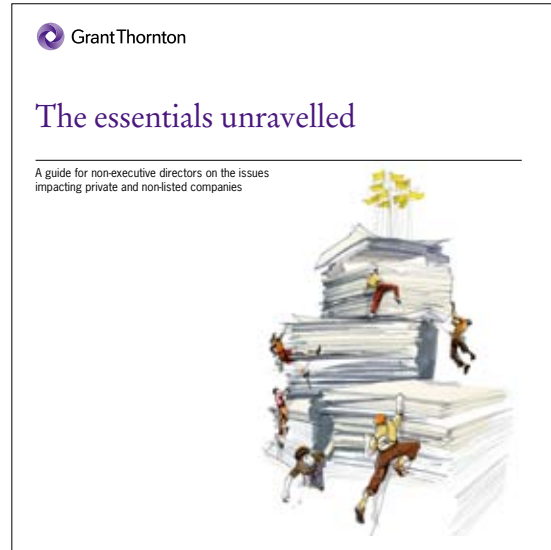
ニュージーランドのナショナル・テクニカル・ディレクターであるMark Hucklesbyは、「Martinの訪問は、ニュージーランドおよびアジア太平洋地域の企業がIASBに対して提案を行う必要があることを明白にした」と話しました。「また、この地域がグローバルな基準設定に与える影響力はますます増大すると思われる、このことはDavid Tweedie卿がオーストラリアを最近訪問した際に繰り返していた」とも述べました。

英国のメンバーファームは 社外取締役のための指針を公表

英国のメンバーファームは、「重要な問題の解明:潜在的に問題のある分野における社外取締役のための指針(The essentials unravelled: A guide for non-executive directors on potential problem areas)」と題する指針を公表しました。

指針では、グラント・ソントンのクライアントが現在対処しなければならない主要な問題のいくつかに注目し、社外取締役のためにリファレンスを提供して取り組むべき事柄に集中する手助けをすることを目的としています。

本指針は、グラント・ソントンUKのウェブサイトからダウンロードすることができます(www.grant-thornton.co.uk)。



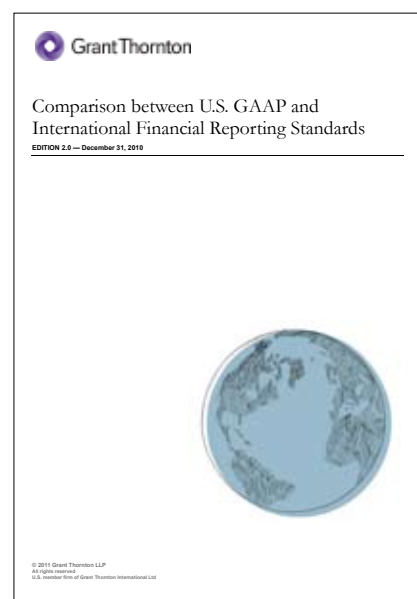
US GAAPとIFRSとの比較に関する 指針を更新

米国のメンバーファームは、その刊行物である「US GAAPと国際財務報告基準との比較(Comparison between US GAAP and International Financial Reporting Standards)」を更新しました。

本刊行物は、読者が現行のUS GAAPとIFRS間において類似するまたは異なる主要な分野を識別する上で役立つことを意図しています。また、US GAAPまたはIFRSのいずれかについて詳しくない人々が主な規定について理解する際の手助けになります。

2.0版では、2010年12月31日までに公表された基準についての更新を行いました。

本指針は、グラント・ソントンLLPのウェブサイトからダウンロードすることができます(www.grantthornton.com)。



GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目

グラント・ソントン・インターナショナルのIFRSインタープリテーション・グループ (IIG) は、米国、カナダ、シンガポール、オーストラリア、南アフリカ、インド、英国、フランス、スウェーデンおよびドイツにおける各メンバーファームの代表とグラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームで構成されています。IIGの会合は年3回行われ、IFRSに関する専門的な問題について議論します。

四半期ごとに、IIGのメンバーの一人に注目します。今回は、シンガポールの代表に焦点を当てます。

シンガポールのKon Yin Tong

Kon Yin Tongは、プロフェッショナル・スタンダードを担当するグラント・ソントン・シンガポールのパートナーです。Yin Tongは、パブリック・プラクティスにおいて25年間の経験を有し、顧客基盤維持に努めるとともに、財務報告を採用する際にはさまざまな視点から多面的な問題に取り組んでいます。Yin Tongはシンガポール公認会計士協会の財務報告委員会およびシンガポールにおける企業会計の監督機関のメンバーです。Yin Tongはこの5年間シンガポールでIFRS for SMEsの採用を支持および推進し続け、その結果2011年1月にシンガポールで適用されることとなりました。



その他のトピックス概要

オーストラリアは企業結合で取得した無形資産に係る当初の会計処理についてグローバルなアンケートを実施

オーストラリア会計基準審議会は、オーストラリア政府とともに一般目的財務諸表の作成者、アドバイザー、監査人および監督機関に対してグローバルなアンケートを実施しました。

アンケートでは、企業結合で取得した無形資産に係る当初の会計処理について、IFRS第3号「企業結合」およびIAS第38号「無形資産」における原則を適用後に見直すために情報収集を行うことを目指しています。その目的として以下の2つが挙げられます。

- (a) これらの原則に対して実施できるであろう改善を識別する。
- (b) これらの原則が自己創出無形資産に係る当初の会計処理について適切なものかどうかを判断する。

アンケートは以下を通じて2011年6月17日まで入手可能で、すべての項目に回答するためには約20～30分かかります。

(<https://www.surveymonkey.com/s/XYH98C5>)。

IFRSにおける大量の開示規定を削減するプロジェクトを発表

IASBから要請を受けてスコットランド勅許会計士協会とニュージーランド勅許会計士協会は、IFRSにおける大量の開示規定を削減するプロジェクトの取り組みを開始しました。

本プロジェクトでは、既存の開示規定の程度についての見直しを行い、そうした規定に対する削除および変更を提案します。

David Tweedie卿は財務報告の今後について米国商工会議所に対して演説を実施

2011年3月20日、IASBの議長であるDavid Tweedie卿は「財務報告の今後: コンバージェンスするか否か(The Future of Financial Reporting: Convergence or Not?)」についての演説を米国商工会議所に対して行いました。

Tweedie卿は、米国によるIFRSの受け入れなくしてグローバルなシステムは達成し得ないことは周知の事実であると述べました。さらに、米国がIFRSの導入および適用に関して、明確、具体的かつ実行可能なスケジュールを年内に打ち出すことが急務であるという見解を繰り返し述べました。

IFRS財団はアジア・オセアニアのサテライトオフィスを東京に設置

IASBの監視機関であるIFRS財団は、アジア・オセアニア地域における連携機能の強化を目的として、東京にオフィスを開設する意向であると発表しました。IASBのテクニカル・スタッフは引き続きロンドンに拠点を置くものの、東京オフィスの設置によりIFRS財団とアジア・オセアニア地域における関係者間での直接連絡の機会が増えると予想されます。

IFRSタクソミ(2011版)

IFRS財団はIFRSタクソミ(2011版)を公表しました。IFRSタクソミはIFRSをXBRL (eXtensible Business Reporting Language) 方式に翻訳したものです。

財務情報の電子ファイリングのフォーマットとして、XBRLが選択される機会が急増しています。IFRSタクソミを公表することで、IFRS財団はIFRSに基づく財務情報を伝達する際の電子基準に関する需要に対処しようとしています。

IFRSタクソミ(2011版)はIASBが2011年1月1日に公表したIFRSと整合しており、すべてのIFRSの開示規定に対してXBRLのタグが付されています。

IFRSに基づき財務諸表を提出する上場企業に対してXBRLの詳細タグ付けに係るタスクフォースへの任意参加を呼びかけ

IFRS財団はIFRSに基づく財務諸表におけるXBRLの詳細タグ付けについて調査するタスクフォースを設立し、異なる業界や地域の上場企業における財務諸表作成者と直接作業を行うことを目指しています。本タスクフォースの目的は、財団が関係者と連携し、財務諸表注記の詳細タグ付けによってファイルされたXBRLの提出者および利用者のために、IFRSタクソミの有用性に関するフィードバックを得ることにあります。



コンバージェンス関連

ロシアがIFRSを適用

ロシア財務省は、ロシアにおいてIFRSの適用を承認する方向に動いています。正式な適用日は発表されていないものの、ロシアの初度適用企業に対するIFRSへの移行日は2012年1月1日であると予想されます。IFRSの適用については、公開有価証券を発行している連結財務諸表を作成する企業、および連結財務諸表を作成する銀行と保険会社に対してのみ義務づけられます。

中国、日本および韓国の基準設定主体はMoUに署名

2011年1月の会合の後、中国、日本、韓国の基準設定主体は今後数年間にわたり互いの交流および協調を強化し補強することを目指す覚書(MoU: Memorandum of Understanding)を取り交わしました。

インドがコンバージェンスした会計基準を公表

インドの企業省はIFRSにコンバージェンスした35のインド会計基準を公表しました。インドの基準はIFRSに基づいているものの、一部に変更箇所もあり、当該箇所は各基準の付録(appendix)に記載されています。これらの基準の「段階的な導入」については、税金およびその他の問題が解決すれば早急に公表される予定です。

米国と日本はコンバージェンスに関する話し合いのための会合を開催

企業会計基準委員会(ASBJ)とFASBの代表者は、2月に会合を開きました。本会合は、ASBJとFASB間の対話強化を目的とした一連の議論の中で最近行われたものです。両者は、グローバルにコンバージェンスされた会計基準という共通の目標を追求するとして、さまざまなIASBのプロジェクトについて意見を交わしました。

FASBはヘッジ会計について協議

FASBは、ヘッジ活動に関する現行の財務報告規定を改善、簡略化およびコンバージェンスする方法についてのディスカッション・ペーパーを公表しました。

特に、本ディスカッション・ペーパーでは、IASBの公開草案「ヘッジ会計」に盛り込まれている提案がこのプロセスの出発点として適しているかどうかについて、関係者に意見を求めています。

EFRAGとUK ASBのディスカッション・ペーパー: 会計基準による影響の考察

欧州財務報告諮問グループ(EFRAG: European Financial Reporting Advisory Group)と英国会計基準審議会(UK ASB)は、ディスカッション・ペーパー「会計基準による影響の考察(Considering the effects of accounting standards)」を公表しました。

本ディスカッション・ペーパーには、会計基準設定主体が基準を開発および導入する方法を改善することを目的とした提案が盛り込まれています。とりわけ、デュープロセスを行う際に、新しいIFRSまたはIFRSに対する主要な改訂によって予想される影響に係る分析を、IASBがどのようにして体系的に組み入れることができるのかについて考察しています。

ESMAはIFRSの決定に関する概要を公表

欧州証券規制当局委員会(CESR)を引き継いだ欧州証券監督機構(ESMA: European Securities and Markets Authority)は、金融負債の分類、政府補助金、金融商品の表示、所得税、キャッシュ・フロー計算書の表示区分、無形資産および株式報酬におけるIFRSの決定に関する概要を公表しました。この報告書はESMAのウェブサイトでご覧頂けます(www.esma.europa.eu)。

新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2009年1月1日以降が発効日とされるIFRS基準および国際財務報告基準解釈指針(IFRIC)の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づいて、新しい基準および解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2009年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS プラクティス・ステートメント	経営者の解説:表示に関するフレームワーク	強制力を持たないガイダンスのため、適用開始日は存在しない	N/A
IFRS第9号	金融商品	2013年1月1日	可(広範な経過規定を適用すること)
IAS第12号	繰延税金:原資産の回収(IAS第12号の改訂)	2012年1月1日	可
IFRS第1号	深刻なハイパーインフレおよび初度適用企業に対する固定日付の廃止(IFRS第1号の改訂)	2011年7月1日	可
IFRS第7号	開示—金融資産の譲渡(IFRS第7号の改訂)	2011年7月1日	可
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善(2010年版)	特に指定のない限り、2011年1月1日(2010年7月1日より発効となっているものも一部ある)	可
IFRIC第14号	最低積立要件のもとでの前払い—IFRIC第14号の改訂	2011年1月1日	可
IAS第24号	関連当事者についての開示	2011年1月1日	可(基準全体または政府関連企業に対する一部免除のいずれか)

2009年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第1号	初度適用企業に対するIFRS第7号の比較情報開示の限定的な免除 (IFRS第1号の改訂)	2010年7月1日	可
IFRIC第19号	資本性金融商品による金融負債の消滅	2010年7月1日	可
IAS第32号	発行する新株権利の分類 (IAS第32号の改訂)	2010年2月1日	可
IFRS for SMEs	中小企業向けIFRS	各法域間の規制当局が定める日以降	N/A
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善 (2009年版)	特に指定のない限り、2010年1月1日 (2009年7月1日より発効となっているものも一部ある)	可

2009年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第1号	初度適用企業に対する追加的な免除規定 (IFRS第1号の改訂)	2010年1月1日	可
IFRS第2号	グループ間現金決済型株式報酬取引 (IFRS第2号の改訂)	2010年1月1日	可
IFRS第1号	国際財務報告基準の初度適用 (2008年改訂)	2009年7月1日	可
IAS第39号	IAS第39号「金融商品:認識および測定:適格なヘッジ対象」の改訂	2009年7月1日	可
IFRIC第17号	株主への非現金資産の分配	2009年7月1日	可 (ただしIFRS第3号 (2008年改訂)、IAS第27号 (2008年改訂) およびIFRS第5号 (IFRIC第17号による改訂事項) も同時に適用する必要がある)
IFRS第3号	企業結合 (2008年改訂)	2009年7月1日	可 (ただし、2007年6月30日以降開始する会計期間のみを対象とし、IAS第27号 (2008年改訂) も同時に適用する)
IAS第27号	連結および個別財務諸表 (2008年改訂)	2009年7月1日	可 (ただし、IFRS第3号 (2008年改訂) も同時に適用する必要がある)
IFRIC第18号	顧客からの資産の移転	2009年7月1日以降の資産の移転	可 (過去の移転に対して、本指針を適用するのに必要な評価および情報を当該移転の発生時に入手してある場合)
IAS第32号およびIAS第1号	IAS第32号「金融商品:表示」およびIAS第1号「財務諸表の表示:ブック可能な金融商品および精算時に生じる債務」の改訂	2009年1月1日	可 (ただし、IAS第39号、IFRS第7号およびIFRIC第2号の関連改訂も同時に適用する必要がある)
IFRS第1号およびIAS第27号	IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」およびIAS第27号「連結および個別財務諸表」の改訂	2009年1月1日	可
IFRS第7号	IFRS第7号「金融商品の開示:金融商品に関する開示の改善」の改訂	2009年1月1日	可

2009年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第2号	IFRS第2号「株式報酬・権利確定条件および取消し」の改訂	2009年1月1日	可
IAS第1号	財務諸表の表示	2009年1月1日	可
IAS第23号	IAS第23号「借入費用」の改訂	2009年1月1日	可
IFRS第8号	事業セグメント	2009年1月1日	可
IFRIC第15号	不動産の建設に関する契約	2009年1月1日	可
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善(2008年版)	2009年1月1日(特に指定のない限り)	可



コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書およびそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラント・ソントン・インターナショナルは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメントの募集期限
公開草案	資産と負債の相殺	2011年4月28日



Grant Thornton

www.gti.org

© 2011 Grant Thornton Taiyo ASG . All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは、世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。